

令和 7 年度 充実した学校生活を送るために（生徒用）

本校では自主・自律の精神の下で、生徒自らが充実した学校生活を送るために必要なきまりとは何かを考え、行動できることを第一に考えています。そして上級生が下級生の模範となり、伝統を築いていくことを期待しています。

令和 7 年度はさらに生徒会・保護者などの意見を盛り込みながらきまりを改定しました。課題となっている以下の点については特に注意して生活をしていきましょう。

- ①自分たちで考えて行動できる学校にする（基本的な学校生活を送るために）
- ②気持ちの良い生活環境、学習環境をお互いにつくる
（しっかりとしたあいさつ、いじめの根絶、美化活動等）
- ③正しい態度や身だしなみを身に付ける
- ④自転車通学のマナーを身に付ける

1 時間を守ろう！

学校生活は集団行動です。お互いに貴重な時間を無駄なく、大切に使うためにも意識して行動してください。

（１）**8時30分に出席確認を行います。**

8時30分までに登校していても、正当な理由なく着席せずに離席していたり、朝礼時に8時30分までに整列できていないと遅刻になります。欠席・遅刻の場合は保護者から連絡をしてもらいましょう。

（２）**着席チャイムをしよう。**

他の教室への移動は、休み時間内にチャイムが鳴る前にすませておきましょう。トイレも休み時間にすませておきましょう。

（３）**給食時間は、通常12時45分～13時15分です。**

食べ終わってもチャイムが鳴るまで、授業時と同じように不必要に教室から出ないようにしましょう。

（４）**下校時間を守ろう。**

最終下校時刻を過ぎて、校内に残ることはできません。委員会や部活等で活動している生徒を待つこともできません。また、部活動や委員会活動などで活動をする時には監督者の指導の下で行います。

最終下校 平日…4時 生徒会・委員会・**校内活動**…5時

部活動…4～9月 6時半 10～3月 5時半

※生徒会・委員会活動の上限時間を過ぎて活動をする時は特別な許可が必要です。

2 生徒会の活動や学級の話し合いを活発にしよう！

生徒会や学級活動は皆さんの自主・自律を学ぶ大切な場所。一人一人の意見が大切にされるためにはどうすべきかを考えて行動しましょう。

（１）**学級会や生徒会活動を大切にしよう。**

学校生活の主人公は皆さん一人一人です。その中心が学級会や生徒会です。積極的に話し合いに参加します。朝学活や終学活も自分たちの手で運営します。

(2) **体育祭や合唱祭など行事には、積極的に参加しよう。**

本校の二大行事は特別委員会を中心に活動します。実行委員と協力をして行事をつくり上げていきます。

(3) **様々な意見を大切にしていこう。**

異なる考え方や様々な意見を大切にしましょう。多数決のみが民主主義の大原則ではありません。話し合いのルールに基づいて議論を活発に行います。

3 正しい身だしなみやマナーを身に付けよう！

私生活と学校生活は異なります。必要最低限のきまりにするために、学校生活に必要な身だしなみやマナーとは何かを考え、特別な加工をしないようにしましょう。

(1) **頭髪は特殊な加工はしないようにしよう。**

パーマ、染色・脱色、剃り込みなど特殊な加工（極端な段差など）は禁止です。ワックス等整髪料で過度に加工することもやめましょう。

(2) **ピアス・ネックレス髪飾り等のアクセサリ類・入れ墨は禁止です。**

アクセサリは不要物となります。入れ墨もシールを含めて禁止です。中学校生活に必要なものとは何かを自ら考えましょう。

(3) **校舎内では「標準服のきまり」を守りましょう。**

標準服は性別に関係なく選択肢を拡大しました。標準服を着崩したり、特殊な加工をしないようにしましょう

(4) **職員室には原則的に入室できません。**

先生に用事があるときは、バッグは廊下に置いて、「誰が」「どの先生に」「どんな用が」あるのかをはっきりさせて、ドアから声をかけてください。

(5) **指定された上履きや体育館履きを使用しよう。**

校舎内では上履きを使用します。スリッパは使用できません。体育館履きは体育館以外では履きません。

(6) **儀式、朝礼、校外に出るときは、髪が肩より長い場合は必要に応じて結びましょう。**

編み込みや特別な結び方はしません。生活上支障がある場合は結ぶなど必要に応じて判断しましょう。

(7) **校舎内では挨拶をしよう。**

来校者はもとより生徒、先生に対しても積極的に挨拶をします。

(8) **タブレットは決められた時間に使用しよう。**

タブレットは公共物です。大切に扱うとともに授業時には使用を指示されたとき以外は机の上に出しません。休み時間には音を出したり、周りに迷惑になることはしないでください。適切な使用を心がけましょう。

4 校内美化・環境整備に心がけよう！

学校にあるものは公共物です。みんなで気持ちよく生活するために必要なことを自ら考えて行動しましょう。感染症予防にも協力をお願いします。

(1) **校舎内の環境を壊さないようにしよう。**

机やイス、壁に落書きをしたりせず、大切に使いましょう。もし壊してしまった時は、正直に先生に連絡します。トイレもきれいに使いましょう。

(2) **ゴミは持ち帰りましょう。**

授業時に出たごみは所定の場所に捨てます。原則、自分で出したごみは持ち帰って処分しましょう。

(3) 環境整備に心がけよう。

感染症予防の観点から校内清掃の時間も限られています。日頃から各自が整理整頓を行い環境整備し、お互いが気持ちよく生活できるようにします。

5 交通ルールやマナーをしっかりと守ろう！

恩方中学校は都内でも数少ない広域通学区域をもち、自転車通学が許可された学校です。事故を未然に防ぎ、安心・安全な学校生活を行うためにも、正しい交通ルールやマナーを身につけましょう。

(1) 交通ルールを守って登下校しよう。

自転車通学…自転車専用ヘルメットをかぶり通学してください。必ず自転車保険にも加入しましょう。公道を走るときは法令遵守し、左側通行と歩行者の安全確保が義務付けられています。

徒歩通学 …歩道がある場所では歩道を通行します。歩道がない場合でも、道路に広がって歩かず右側に寄って安全確保をしましょう。

(2) 自転車通学時に以下の内容が度重なりあった場合は自転車通学の許可を取り消します。

自転車危険運転15則 ※⑥⑨⑬は本校には該当しないので記載していません

①信号無視（道交法第7条）

…進行方向の赤信号を無視し、交差点などを通過する行為

②通行禁止違反（道交法第8条第1項）

…道路標識で自転車の通行が禁止されている道路や場所を自転車で通過する行為

③歩行者用道路における車両の通行義務違反（道交法第9条）

…自転車の通行が認められている歩行者用道路を自転車で通行する際に、歩行者に注意せず、または徐行しないなどの行為

④通行区分違反（道交法第17条第1項、第4項又は第6項）

…車道の右側通行や、右側に設置された路側帯を通行するなどの行為

⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害（道交法第17条の2第2項）

…自転車が通行できる路側帯で、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

⑦交差点での優先道路通行車妨害等（道交法第36条）

…信号のない交差点で、左から直進してくる車両や優先道路などを通行する車両などの通行を妨害するなどの行為

⑧交差点右折時の通行妨害等（道交法第37条）

…交差点で右折する時に、直進または左折しようとする車両などの進行を妨害する行為

⑩指定場所一時停止等（道交法第43条）

…一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為

⑪歩道通行時の通行方向違反（道交法第63条の4第2項）

…車道よりを徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害するなどの行為

⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車の運転（道交法第63条の9第1項）

…ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為。前輪・後輪のいずれかにしかブレーキの無い自転車で走行する行為も違反对象

⑭安全運転義務違反（道交法第70条）

…ハンドルやブレーキなどを確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為
傘さし運転や携帯電話・スマートフォンなどを操作しながらの運転で事故を起こした場合などは、安全運転義務違反の対象

⑮妨害（あおり）運転（道交法第117条の2の2第11号、第117条の2第6号）

…今回、新しく規定された自転車の妨害運転とは、自動車やバイクなど他車の走行を妨げる目的で行われる下記7つの妨害行為を妨害運転としています

- | | | | |
|--------------|------------|----------|-------------|
| 1.逆走して進路をふさぐ | 2.幅寄せ | 3.進路変更 | 4.不必要な急ブレーキ |
| 5.ベルを執拗に鳴らす | 6.車間距離の不保持 | 7.追い越し違反 | |

令和2年に改正された道路交通法では、これらの危険行為を14歳以上の運転者が3年以内に2回以上繰り返した場合に警察署が実施する安全運転講習が命じられます。この講習命令に違反した場合は、罰金（5万円以下）の対象です。

（3）美山通りから松竹橋の区間は（自転車登校時）指定通学路です。

自転車通学者に対して登校時のみ、安全確保を目的に通学路が指定されています。川崎内科クリニック前の交差点から恩方第一小学校裏を通して松竹橋信号に出る道になります。大変に狭い道路になっていますので、**歩行者に注意しつつ絶対に横に広がって通行しないようにしてください。**

6 みんな仲良く生活しよう！

校内生活ではお互いに気持ちよく生活ができることが大切です。安心・安全に学校生活を送れるようにどうすべきかを考えて行動しましょう。

（1）みんなが笑顔で生活できるように心がけよう。

- ・上級生は下級生の模範となり、下級生を守ってあげてください。
- ・教室や学年フロアは皆さんが安心して生活できる場所です。他学年の生徒が他学年フロアに侵入したり、他クラスの生徒が他教室に侵入したりしないようにしましょう。
- ・仲間はすれや悪口などいじめがないよう仲良く生活しましょう。

（2）許可なく学校外には出ないでください。

皆さんの安全を確保するために学校外に許可なく外出することはできません。

（3）学校生活に必要なものだけを持ってこよう。

携帯電話・スマホ…許可制（家庭への連絡は指定エリアのみで使用）。

必要な場合はあらかじめ所定の許可をとること。必ず朝学活時預けること。ルール違反の場合は許可を取り消します。

水筒 …水分補給のために水筒を持参しても良い（お茶やスポーツドリンクのみ）。

授業中は許可なく使用不可。ペットボトルやびん、紙パック類は禁止。

貴重品・不要物…アメやガムのお菓子類、ゲーム機、アクセサリなどは持ち込み不可。

貴重品を持参しなければならない場合は先生に預ける。

（4）校内立ち入り禁止エリアには立ち入らないようにしましょう。

指定区域外は防災・防犯上、立ち入りは出来ません。

（5）タブレットは適正に使用しよう。

以下の使用については周囲の迷惑や不適切な使用となり、タブレットの使用を中止する場合がありますので注意しよう。

- ・不適切ワードの検索・閲覧
- ・タブレット内で特定の友人とのメールのやり取りや誹謗中傷などの書き込み
- ・授業中指示がない場合の使用 ・休み時間中の不適切な使用（大きな音を出す等）